

事前評価調書

I 事業概要																																												
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）																																											
地区名	しょうせい 賞正1期地区																																											
事業箇所	弥富市字操出 外																																											
事業のあらまし	<p>本地区は、弥富市の南部に位置し、二級河川筏川と伊勢湾に接した水田を中心としたゼロメートル地帯である。そのため、排水は自然排水が不可能であり、排水機場による機械排水に依存している地域である。</p> <p>本地域は、高度経済成長期の地下水の汲み上げにより地盤沈下が発生し、昭和60年頃までに急速に進行したが、現在は地下水摂取規制等により鎮静化している。</p> <p>地区内の排水路は、昭和57年度から昭和62年度にかけて地盤沈下対策として整備されたが、整備されてから30年が経過し、腐食による減厚が進み、護岸の耐力が限界に達しつつあるため、周辺の農用地や人家等に湛水被害を与える恐れが生じている。</p> <p>このため、本事業により排水路を改修することで排水機能を維持し、湛水被害を防止することにより、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>																																											
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水路の機能を維持し、湛水被害を防止することにより、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p> <p>（基準雨量：336mm/3日、1/20年確率雨量）</p>																																											
事業費	事業費		内訳																																									
	9.0億円		■工事費 8.2億円、■用補費 0.2億円、■その他 0.6億円																																									
事業期間	採択予定年度	平成30年度	着工予定年度	平成31年度	完成予定年度	平成35年度																																						
事業内容	排水路工 1.4km																																											
II 評価																																												
①事業の必要性	1) 必要性	<p>当該排水路の護岸は板厚調査の結果、腐食による減厚が進み護岸の耐力が限界に達しつつあることが判明しており、周辺の農用地や人家等に湛水被害を与える恐れが生じている。湛水被害を未然に防止するためには、早急に排水路の更新を行い排水能力を維持する必要がある。</p> <p>また、費用対効果分析結果（B/C）は1.32であり、基準値の1.0を超えており、効果が期待できる。</p>																																										
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>板厚調査の結果、腐食により護岸の耐力が限界に達しつつあることが判明しており、機能低下した排水路を速やかに更新し、排水能力を維持する必要がある。</p>																																									
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td></td> <td colspan="3">7.2</td> <td colspan="2">1.8</td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種 区分	調査・設計	←→						工事		←				→	・排水路工		←				→	事業費（億円）			7.2			1.8	
			H30	H31	H32	H33	H34	H35																																				
工種 区分	調査・設計	←→																																										
	工事		←				→																																					
	・排水路工		←				→																																					
事業費（億円）			7.2			1.8																																						
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																											

判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	事業計画に無理がなく、地元の合意形成が図られており実効性が期待できる。
III 対応方針		
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>		